

※現任研修に関する制度変更等について※ （別紙）

カリキュラム改定に伴う研修受講条件について

令和2年度からのカリキュラム改定に伴い、現任研修を受講し相談支援専門員の資格を更新するためには次の条件が必要になりました。

（１）現任研修を初めて受講する方

過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること

（２）現任研修を過去に1回以上修了している方

次の①又は②に当てはまること

①過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること

②現に相談支援業務に従事していること

研修受講年度について

相談支援従事者研修（初任者研修）を修了した年度の翌年度を初年度として、5年目の年度末までに現任研修を修了しなかった場合（以降、5年間に1回以上現任研修を受講しなかった場合）は、5年度目の末日以降、相談支援専門員の資格が失効します。

この場合は、再度相談支援従事者研修（初任者研修Ⅰ）を受講する必要があります。

<例>

平成25年度	平成26年度	～	平成30年度	令和元年度	～	令和5年度
初任者研修Ⅰ修了	初年度	～	5年度目	6年度目	～	10年度目

・・・以降同じ

平成26年度～30年度の間に
現任研修を1回以上修了する

令和元年度～5年度の間に
現任研修を1回以上修了する

※令和2年度に初任者研修Ⅰを修了した方は、令和7年度中に現任研修を受講しなければ、令和8年4月1日以降は相談支援の提供に当たる者としては認められなくなりますので、受講漏れが無いよう御注意ください。